

日本食品安全政策研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本食品安全政策研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は、わが国における食品安全に係る政策課題に関する検討及び政策提言を行い、もって食品安全政策の推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条に定める目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 定例研究会、部会の開催
- (2) セミナー、講演会等の開催
- (3) 食品安全政策に関する会員への情報提供
- (4) その他本会の目的を達するために相当と認める事業

(事務局)

第4条 本会は、事務局を一般社団法人 日本食品安全支援機構に置く。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 個人会員
食品関連事業（食品の生産、製造、流通、販売等）に携わっている個人であって、会長又は会長代行の承認を得た者
- (2) 法人会員
食品関連事業（食品の生産、製造、流通、販売等）を営む法人であって、会長又は会長代行の承認を得た者
- (3) 個人賛助会員
本会の目的に賛同する個人であって、会長又は会長代行の承認を得た者
- (4) 法人賛助会員
本会の目的に賛同する法人であって、会長又は会長代行の承認を得た者

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、別途定める入会申込書を事務局に提出し、会長又は会長代行の承認を得なければならない。

(年会費)

第7条 会員は、次に定める年会費を指定日までに本会に納入しなければならない。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 個人会員 | 6,000 円 |
| (2) 法人会員 | 12,000 円 |
| (3) 個人賛助会員 | 9,000 円 |
| (4) 法人賛助会員 | 18,000 円 |

- 2 年度途中で新たに入会した会員は入会時に年会費を納入しなければならない。なお、当該年度の会費は、入会が承認された当該月からの当該年度の残存月数に年会費の $1/12$ を乗じた額とする。また、当該年度の残存月数が6ヶ月を切る場合は、翌年度の年会費も併せて納入しなければならない。
- 3 既納の年会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 会費の滞納
- (3) 死亡又は失踪宣言、法人会員にあつてはその法人の解散
- (4) 除名

2 退会を希望する会員は事務局に退会届を提出しなければならない。

3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、会長又は会長代行の承認を得て、除名することができる。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会は、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上

2 会長は副会長の中から、会長代行を1名指名することができる。

(役員職務)

第10条 会長又は会長代行は本会の会務を総理する。

2 会長代行は会長を補佐し、その職務を代行する。

- 3 副会長は会長及び会長代行を補佐し、会長及び会長代行に事故があるときはその職務を代行する。

第4章 会議

(会議)

第11条 定例研究会は会長又は会長代行が召集する。

- 2 定例研究会において、会長又は会長代行の承認を得て、食品安全業務又は政策に理解の深い者を招いて意見を聴くことができる。

(部会)

第12条 本会は、必要に応じてテーマ別部会を置くことができる。

- 2 部会の主査及びメンバーは会長又は会長代行が指名する。
- 3 部会の活動及び運営に関する事項は別途定める。

第5章 雑則

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は4月1日から翌3月31日までとする。

(会則の変更)

第14条 本会則は会長又は会長代行の承認を得て、変更することができる。

(その他)

第15条 本会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

1. 2010年12月13日 制定、2011年1月1日 施行
2. 2013年 4月 1日 一部改正
3. 2015年 4月 1日 一部改正